

川 行 発 第 13 号
令和6年12月16日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 福田 洋子 様
同 古川 九一 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和6年10月30日執行の総務部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

財産管理について（行政管理課）

行政管理課の備品管理において、川口市財産規則に則って行われていないものが多数見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

今回指摘された物品につきましては、速やかに備品登録を行い適正に管理する措置を講じました。

今後におきましては、物品の購入に際し、川口市財産規則を再度確認し、適正な事務執行となるよう徹底してまいります。

